

当文教厚生委員会に付託された案件については、9月1日、午後1時から、委員会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第61号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

地域介護・福祉空間整備等事業について、行方不明者を検索するための認知症高齢者見守り支援サービス「SANフラワー」を選定した理由は何か。とに対し、

この製品は、GPSを使用した同等の製品より、居場所を特定しやすく、通信費など今後の維持管理費が発生しない点などを考慮し、選定しました。とのこと。

発信機は、誰を対象に配付するか。また、実際に行方不明時にはどのように対応することになるのか。とに対し、

発信機は、認知症高齢者に身に付けてもらうものですが、詳細については今後、要綱等で定めていきます。また、行方不明時には、受信機を警察や包括支援センター、市役所、家族などに配付し、効率よく検索できるよう努めます。とのこと。

民間保育所運営事業について、保育支援システムや事故防止カメラは、なぜ私立の2園のみに設置されるのか。また、事故防止・防犯対策として、公立でもカメラ設置をすべきと考えるがいかがか。とに対し、

国の補助金の利用について、市内の全ての私立保育園に呼びかけたところ、この2園からの申し出があったため設置するものです。公立での設置は、多大な費用を要するため、現在のところ予定しておりません。とのこと。

放課後児童健全育成事業について、国の基準が変更になったというが、委託単価はどのように変わったのか。とに対し、

毎年、単価改正がありますが、今年度は、基本額として人数規模に応じた支援単価が平均4万円程度上がり、その他には、長時間開所加算、

障がい児受入れ推進、障がい児受入れ強化推進の3つの支援の増額が影響しています。とのこと。

福祉センター管理運営事業について、寄付金の使用用途がなぜマッサージチェアなのか。とに対し、

寄付者から、「高齢者福祉のために」としていただいています。マッサージチェアは2年程前に故障しており、当時も利用者が多かったことから、広く有効に使っていただけると判断し、選定しました。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第63号及び第64号の2議案については、それぞれ補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、それぞれ採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第66号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

文化会館にあるピアノの使用料について、何を基準に改正するのか。とに対し、

今年度、スタインウェイ製ピアノを設置することに伴い、近隣施設等の使用料を参考に改正するものです。スタインウェイ製フルコンサートは、本市と同型のピアノを設置している知多管内4市1町の平均で算出し、ヤマハ製フルコンサートは、本市と同等のピアノを設置している県内施設の平均で算出しました。とのこと。

現行の「フルコンサート用ピアノ」と改正後の「ヤマハ製フルコンサート用ピアノ」は同一のピアノとのことだが、なぜ使用料が減額になったのか。とに対し、

本市と同等のピアノ2台を設置している施設の使用料を参考に見直ししたため、減額となったものです。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。